

小矢部都市計画区域マスタープラン(小矢部都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字が能登半島地震前の変更箇所 青地が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所
第 2 章小矢部都市計画区域	第 2 章小矢部都市計画区域
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標
1）都市づくりの基本理念	1）都市づくりの基本理念
①現況と課題	①現況と課題
本区域は、富山県西部に広がる砺波平野の西端に位置しており、風格ある散居村の景観をなす田園地帯の周囲を、古戦場として有名な倶利伽羅峠に代表される丘陵地が取り囲んでいる。 北陸道の宿場町、そして小矢部川の水運のまちとして発展してきた本区域は、高速道路をはじめ多くの都市間連携を担う道路が区域内で結節するなど、今も交通の要衝にある。 本区域では、近年、人口の減少傾向が続いており、中心市街地からの人口流出に歯止めをかけ、居住人口を維持していくことが課題となっている。 また、商業、工業についても販売額、出荷額などが近年伸び悩んでおり、既存の商店街や工場の活性化とともに、交通利便性を活かした新たな企業誘致が課題となっている。 交通基盤については、石動及び津沢にそれぞれ中心市街地が形成されているという地理的特徴を有することから、今後はこれらの市街地間を結ぶ交通ネットワークを構築し、その連携強化を図ることが必要となっている。	本区域は、富山県西部に広がる砺波平野の西端に位置しており、風格ある散居村の景観をなす田園地帯の周囲を、古戦場として有名な倶利伽羅峠に代表される丘陵地が取り囲んでいる。 北陸道の宿場町、そして小矢部川の水運のまちとして発展してきた本区域は、高速道路をはじめ多くの都市間連携を担う道路が区域内で結節するなど、今も交通の要衝にある。 本区域では、近年、人口の減少傾向が続いており、<u>都市機能の充実などによって、中心市街地への定住を促すとともに、まちなかの情報の発信や回遊性の向上により、郊外に立地するアウトレットモールを始めとする大型商業施設の来訪者を中心市街地へ誘導し、賑わいを創出することが求められている。</u> また、商業、工業についても販売額、出荷額<u>をみると、民間活力は県内他市と比較して弱い</u><u>ため、</u>既存の商店街や工場の活性化とともに、交通利便性を活かした新たな企業誘致が課題となっている。 交通基盤については、石動及び津沢にそれぞれ中心市街地が形成されているという地理的特徴を有することから、今後はこれらの市街地間を結ぶ交通ネットワークを構築し、その連携強化を図ることが必要となっている。
②都市計画の基本理念	②都市計画の基本理念
本区域がこれまで培ってきた資源を活用するとともに、新しい力を呼び込み、更にまちぐるみで地域の潜在力を引き出していくため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～魅力・安心・充実 しあわせ おやべ～ ○ 教育と歴史文化がかおる都市づくり ○ 健康と福祉にいだかれる都市づくり ○ 産業と経済の活力ある都市づくり ○ 都市空間と交流にあふれる都市づくり ○ 環境と安全安心につつまれる都市づくり ○ 人がふれあう市民協働の都市づくり	本区域がこれまで培ってきた資源を活用するとともに、新しい力を呼び込み、更にまちぐるみで地域の潜在力を引き出していくため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～魅力・安心・充実 しあわせ おやべ～ ○ 教育と歴史文化がかおる都市づくり ○ 健康と福祉にいだかれる都市づくり ○ 産業と経済の活力ある都市づくり ○ 都市空間と交流にあふれる都市づくり ○ 環境と安全安心につつまれる都市づくり ○ 人がふれあう市民協働の都市づくり
○教育と歴史文化がかおる都市づくり	○教育と歴史文化がかおる都市づくり
歴史資源や伝統文化を活かし、誇りと愛着をもてる都市づくりを進める。	歴史資源や伝統文化を活かし、誇りと愛着をもてる都市づくりを進める。
○健康と福祉にいだかれる都市づくり	○健康と福祉にいだかれる都市づくり

福祉などサービス提供基盤の整備とバリアフリーなどの環境整備を進める。	福祉などサービス提供基盤の整備とバリアフリーなどの環境整備を進める。
○産業と経済の活力ある都市づくり 地域特性に適合した企業誘致とともに農業・商業・観光の振興を図る。	○産業と経済の活力ある都市づくり 地域特性に適合した企業誘致とともに農業・商業・観光の振興を図る。
○都市空間と交流にあふれる都市づくり 交通ネットワークなど都市基盤の整備・充実を図り、幅広い交流を推進する。	○都市空間と交流にあふれる都市づくり 交通ネットワークなど都市基盤の整備・充実を図り、幅広い交流を推進する。
○環境と安全安心につつまれる都市づくり 自然環境保全、循環型・脱温暖化社会づくりを目指すとともに、災害に強い都市づくりに努める。	○環境と安全安心につつまれる都市づくり 自然環境保全、循環型・脱温暖化社会づくりを目指すとともに、災害に強い都市づくりに努める。
○人がふれあう市民協働の都市づくり 市民と行政が協働してまちづくりを進め、市民生活の向上と地域の発展を目指す。	○人がふれあう市民協働の都市づくり 市民と行政が協働してまちづくりを進め、市民生活の向上と地域の発展を目指す。
２）地域毎の市街地像	２）地域毎の市街地像
本区域では、２つの中心市街地とこれらを含めた周辺の土地利用上の特性を踏まえ、区域内を４つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。	本区域では、２つの中心市街地とこれらを含めた周辺の土地利用上の特性を踏まえ、区域内を４つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。
①石動地域	①石動地域
J R石動駅北側では、中心市街地整備と併せて商業の活性化を図り、本区域の核にふさわしい拠点形成を目指す。駅南側については、駅前広場及びアクセス道路などの整備と併せて、居住機能や商業・業務機能などを計画的に配置し、調和のとれた利便性の高い市街地形成を図る。また、中心市街地周辺部の低密度な住宅地については、面的整備の促進及び宅地化の促進によって、良好な居住環境の創出を目指す。	<u>あいの風とやま鉄道線</u> 石動駅北側では、中心市街地整備と併せて商業の活性化を図り、本区域の核にふさわしい拠点形成を目指す。駅南側については、 駅前広場及びアクセス道路などの整備と併せて、 居住機能や商業・業務機能などを計画的に配置し、調和のとれた利便性の高い市街地形成を図る。また、中心市街地周辺部の低密度な住宅地については、面的整備の促進及び宅地化の促進によって、良好な居住環境の創出を目指す。
②津沢地域	②津沢地域
高速道路の整備に伴い津沢地域の都市的土地利用の需要が考えられることから、今後とも都市機能の集積などによって、中心市街地の拠点性向上を図る。 また、市街地及びその周辺部における適正な土地利用誘導によって、良好な居住空間の創出を図る。 更に、一般国道 471 号の配置によって石動との連絡性の向上を図り、石動地域と一体的な発展を目指す。	<u>津沢地域は、北陸自動車道が東西と東海北陸自動車道及び能越自動車道が南北に通る高速交通体系の要衝として位置付けられていることから、</u> 今後とも都市機能の集積などによって、中心市街地の拠点性向上を図る。また、市街地及びその周辺部における適正な土地利用誘導によって、良好な居住空間の創出を図る。更に、一般国道 471 号の配置によって石動 <u>地域</u> との連絡性の向上を図り、石動地域と一体的な発展を目指す。
③農村地域	③農村地域
散居村の景観が広がる広大な田園地帯については、今後とも水と緑に恵まれた環境と景観の保全を図る。そのため、無秩序な都市的土地利用の拡散を抑制するとともに、地域内の住宅、工場については緑の配置に配慮するなど、散居村との景観の調和に努める。	散居村の景観が広がる広大な田園地帯については、今後とも水と緑に恵まれた環境と景観の保全を図る。そのため、無秩序な都市的土地利用の拡散を抑制するとともに、地域内の住宅、工場については緑の配置に配慮するなど、散居村との景観の調和に努める。
④丘陵地域	④丘陵地域
本区域内の丘陵地は、本区域の自然環境の骨格を形成する緑地であり、重要な景観要素ともなっていることから、優れた環境や景観の保全を図るとともに観光やレクリエーションの場としての活用も図る。また、山裾に広がる集落地については、道路整備により、中心市街地及び周辺都市との連絡性向上を図り、生活環境の向上と各集落のコミュニティが健全に維持さ	本区域内の丘陵地は、本区域の自然環境の骨格を形成する緑地であり、重要な景観要素ともなっていることから、優れた環境や景観の保全を図るとともに観光やレクリエーションの場としての活用も図る。また、山裾に広がる集落地については、道路整備により、中心市街地及び周辺都市との連絡性向上を図り、生活環境の向上と各集落のコミュニティが健全に維持さ

れるよう努める。	れるよう努める。
３）目標年次	３）目標年次
本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。	本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を <u>令和 23（2041）年</u> とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を <u>令和 13（2031）年</u> とする。
２ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	２ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
１）区域区分の決定の有無	１）区域区分の決定の有無
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は平成 17 年現在 33,533 人であり、近年減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。ただし、これまで用途地域内においては人口が減少している一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては人口が増加しているため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。 このため、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組みられてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。 また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 <u>本区域の人口は、平成 27（2015）年現在 30,399 人であり、用途地域内においても、また用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においても減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。</u> <u>これまで、用途地域内においては、計画的な街路整備等により良好な市街地の形成に取り組みられてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。</u> このように、本区域においては、 <u>人口の減少が予想され、今後とも</u> 区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。
３ 主要な都市計画の決定の方針	３ 主要な都市計画の決定の方針
１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
①主要用途の配置の方針	①主要用途の配置の方針
散居村に代表される豊かな自然環境と都市的土地利用との調和のとれた、機能的で住みよい都市環境を創出するため、用途地域をはじめとする規制誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。	散居村に代表される豊かな自然環境と都市的土地利用との調和のとれた、機能的で住みよい都市環境を創出するため、用途地域をはじめとする規制誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。
a 商業地	a 商業地
石動駅北口から都市計画道路社内上野本線沿道にかけての中心市街地及び津沢地区の中心部などでは、それぞれの立地特性などに応じて既存商業施設の活性化及び集積を図る。また、都市計画道路国道 8 号バイパス線、都市計画道路新石動本線及び都市計画道路千歩島線の沿道には、既存商店街との役割分担などを考慮しながら、商業地を配置する。 なお、石動駅南北の商業地については、中心市街地の活性化対策などと併せて各種都市機能の集積を図るとともに、駅南北の連携強化によって買い物客の利便性・回遊性の向上を図り、	<u>あいの風とやま鉄道線</u> 石動駅北口から都市計画道路社内上野本線沿道にかけての中心市街地及び津沢地区の中心部などでは、それぞれの立地特性などに応じて既存商業施設の活性化及び集積を図る。 <u>また、都市計画道路 8 号バイパス線、都市計画道路寄島西中野線の整備促進を図り、既存商店街との役割分担などを考慮しながら、商業地を配置する。</u> なお、石動駅南北の商業地については、中心市街地の活性化対策などと併せて各種都市機能の集積を図るとともに、駅南北の連携強化によって買い物客の利便性・回遊性の向上を図り、

賑わいと活力あふれる商業地の形成を目指す。 また、津沢地区の商業地については、近隣型の商業施設の集積促進及び一般国道 359 号からのアクセスの向上によって活性化に努める。	賑わいと活力あふれる商業地の形成を目指す。 また、津沢地区の商業地については、近隣型の商業施設の集積促進及び一般国道 359 号からのアクセスの向上によって活性化に努める。
b 工業地	b 工業地
本区域では、石動地区の都市計画道路千歩島線沿道の一部、津沢地区の一般国道 359 号と一般国道 471 号の結節点周辺などに大規模な工場が立地・集積している。優れた交通利便性を有するこれらの地域については、既存工場等の振興と新たな企業の誘致を図る。また、インターチェンジ周辺や、区域南端に整備された小矢部フロンティアパークについては、工業・流通業務施設の集積促進により、産業系拠点としての充実を図る。 なお、市街地内の工業地の周囲には住宅地又は散居村の自然環境が広がることから、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。	本区域では、石動地区の都市計画道路千歩島線沿道の一部、津沢地区の一般国道 359 号と一般国道 471 号の結節点周辺などに大規模な工場が立地・集積している。優れた交通利便性を有するこれらの地域については、既存工場等の振興と新たな企業の誘致を図る。また、インターチェンジ周辺や、区域南端に整備された小矢部フロンティアパークについては、工業・流通業務施設の集積促進により、産業系拠点としての充実を図る。 なお、市街地内の工業地の周囲には住宅地又は散居村の自然環境が広がることから、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。
c 住宅地	c 住宅地
中心市街地の活性化と商業地を支える人口の定住を促進するため、石動・津沢の中心的な商業地の周辺及び幹線道路沿道の商業地の背後地に住宅地を配置し、良好な居住環境の確保に努める。このうち都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等を活用し、計画的な市街地形成及び宅地供給を図る。また、既に土地区画整理事業が完了した石動駅南第一地区や石動駅南第二地区などの区域においては、戸建住宅を基本とした緑豊かな住宅地の形成を進める。	中心市街地の活性化と商業地を支える人口の定住を促進するため、石動・津沢の<u>既成市街地においては、良好な居住環境の確保に努める。</u><u>石動東部地区においては、都市計画道路寄島西中野線の整備促進を図り、居住誘導区域内の低未利用土地の有効活用に向けた土地利用の検討を進める。</u>また、既に土地区画整理事業が完了した石動駅南第一地区や石動駅南第二地区などの区域においては、戸建住宅を基本とした緑豊かな住宅地の形成を進める。
②土地利用の方針	②土地利用の方針
a 土地の高度利用に関する方針	a 土地の高度利用に関する方針
石動駅北側の商業地では、市街地再開発事業による土地の高度利用が図られてきたが、その周辺は依然として密集市街地が残されており、街路整備やオープンスペースの確保、建物の不燃化などを含め、防災性向上が課題となっている。また、駅南側では、新たな商業・業務施設の集積を図ることが課題となっている。 このことから、石動駅周辺地区において、市街地開発事業等による都市基盤整備や土地の高度利用を推進し、本区域の玄関口にふさわしい魅力ある生活拠点市街地の形成を図るものとする。	<u>あいの風とやま鉄道線</u>石動駅北側の商業地では、市街地再開発事業による土地の高度利用が図られてきたが、その周辺は依然として密集市街地が残されており、街路整備やオープンスペースの確保、建物の不燃化などを含め、防災性向上が課題となっている。また、駅南側では、<u>駅前広場及びアクセス道路などの整備が完了したことから、</u>新たな商業・業務施設の集積を図ることが課題となっている。 このことから、石動駅周辺地区において、市街地開発事業等による都市基盤整備や土地の高度利用を推進し、本区域の玄関口にふさわしい魅力ある生活拠点市街地の形成を図るものとする。
b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
沿道型商業施設が立地する都市計画道路千歩島線と都市計画道路埴生野端線の沿道については、駅南地区の整備により都市型住宅の土地利用需要が高まることから、商業・業務施設と住宅の用途の複合化を図る。 また、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。	沿道型商業施設が立地する都市計画道路千歩島線と都市計画道路埴生野端線の沿道については、駅南地区の整備により都市型住宅の土地利用需要が高ま<u>っている</u>ことから、商業・業務施設と住宅の用途の複合化を図る。 また、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針	c 居住環境の改善又は維持に関する方針
住宅地のうち、既に土地区画整理事業が完了した区域においては、早期の住宅建設促進を図るとともに、地区計画、建築協定などの導入によって今後とも良好な街並みが維持されるよう努める。また、用途地域内のうち、未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等による計画的な整備を進め、良好な居住環境の維持・形成を図る。	住宅地のうち、既に土地区画整理事業が完了した区域においては、早期の住宅建設促進を図るとともに、地区計画、建築協定などの導入によって今後とも良好な街並みが維持されるよう努める。また、用途地域内のうち、未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等による計画的な整備を進め、良好な居住環境の維持・形成を図る。
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
市街地に隣接し、住民にとって身近な憩いの場となっている小矢部河川公園、城山公園については、周辺の小矢部川と丘陵地も含めて整備・保全を図る。また、身近なやすらぎ、スポーツやレクリエーション、交流の場として、綾子河川公園の整備促進を図る。	市街地に隣接し、住民にとって身近な憩いの場となっている小矢部河川公園、城山公園や <u>身近なやすらぎ、スポーツやレクリエーション、交流の場となっている綾子河川公園、小矢部運動公園</u> については、周辺の小矢部川と丘陵地も含めて整備・保全を図る。
e 優良な農地との健全な調和に関する方針	e 優良な農地との健全な調和に関する方針
散居村及び中山間地の農地については、優良農地の保全を図るとともに、建築形態規制の適用などにより、新たな宅地開発などの抑制を図り、特徴ある散居村の形態をなす農村の保全を図る。	散居村及び中山間地の農地については、優良農地の保全を図るとともに、建築形態規制の適用などにより、新たな宅地開発などの抑制を図り、特徴ある散居村の形態をなす農村の保全を図る。
f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
本区域の西側に広がる山間地には、地滑り危険箇所や土石流危険渓流が多くあり、石動市街地近郊や山間部集落には急傾斜危険箇所が多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。	本区域の西側に広がる山間地には、地滑り危険箇所や土石流危険渓流が多くあり、石動市街地近郊や山間部集落には急傾斜危険箇所が多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく <u>土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については</u> 開発の抑制に努める。 <u>また、本区域は小矢部川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保、立地適正化計画の防災指針に基づく取組み等により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u>
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
本区域の西側に広がる丘陵地については、稲葉山・宮島峡県定公園、倶利伽羅県定公園などの優れた景勝地を有することから、森林の保全に努め、その自然環境の保全を図る。 小矢部川については、市街地に隣接する身近な緑地であり、貴重な動植物の生息・生育地にもなっていることから、今後も自然環境の保全を図る。	本区域の西側に広がる丘陵地については、稲葉山・宮島峡県定公園、倶利伽羅県定公園などの優れた景勝地を有することから、森林の保全に努め、その自然環境の保全を図る。 小矢部川については、市街地に隣接する身近な緑地であり、貴重な動植物の生息・生育地にもなっていることから、今後も自然環境の保全を図る。
h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
本区域においては、用途地域内の土地の有効利用を図ることとし、農林業への配慮を行いつつ、必要に応じて用途地域の見直しを行う。 更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。	本区域においては、用途地域内の土地の有効利用を図ることとし、農林業への配慮を行いつつ、必要に応じて用途地域の見直しを行う。 更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る <u>とともに、小矢部市立地適正化計画で定めている居住誘導区域においては、快適な居住環境を形成し、都市機能誘導区域においては、新たに商業施設等を誘導することで、徒歩や市営バスでの買い物ができるよう集約を図</u>

	<u>る。</u>
２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
２―１）交通施設の都市計画の決定の方針	２―１）交通施設の都市計画の決定の方針
① 基本方針	①基本方針
本区域では、東西方向の広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、一般国道８号が石動市街地の北側外縁を、一般国道３５９号が津沢市街地の北側外縁を通過しているほか、一般国道４７１号、県道砺波小矢部線、県道小矢部福光線などが都市間連携を担う幹線道路として配置されている。 市街地内については、自転車歩行者道のバリアフリー化にも配慮しつつ、幹線・補助幹線道路の適切な配置・整備が課題となっている。 石動市街地のＪＲ北陸本線南側においては、交通利便性を活かして定住を促進し、計画的な市街地形成を誘導するため、石動駅や一般国道８号への良好なアクセス向上を図る。 津沢市街地においては、能越自動車道小矢部東インターチェンジへのアクセス向上や計画的な市街地形成の誘導を図るため、市街地の骨格となる幹線道路を適正に配置する。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはＪＲ北陸本線の石動駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	本区域では、東西方向の広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、一般国道８号が石動市街地の北側外縁を、一般国道３５９号が津沢市街地の北側外縁を通過しているほか、一般国道４７１号、県道砺波小矢部線、県道小矢部福光線などが都市間連携を担う幹線道路として配置されている。 市街地内については、自転車歩行者道のバリアフリー化にも配慮しつつ、幹線・補助幹線道路の適切な配置・整備が課題となっている。 石動市街地の<u>あいの風とやま鉄道線</u>南側においては、交通利便性を活かして定住を促進し、計画的な市街地形成を誘導するため、石動駅や一般国道８号への良好なアクセス向上を図る。 津沢市街地においては、能越自動車道小矢部東インターチェンジへのアクセス向上や計画的な市街地形成の誘導を図るため、市街地の骨格となる幹線道路を適正に配置する。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内には<u>あいの風とやま鉄道線</u>石動駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針
東西方向に都市計画道路国道８号バイパス線、都市計画道路高木鷹栖線を配置し、広域的な都市間連携の強化を図る。 石動市街地のＪＲ北陸本線北側においては、ＪＲ北陸本線南側と一般国道８号を連絡する都市計画道路寄島西中野線を軸として都市計画道路桜町西福町線を配置することにより、良好な市街地の形成に努める。また既成市街地においては、その東西を貫く都市計画道路社内上野本線等の整備により、安全で円滑な交通ネットワークの構築を図る。 津沢市街地においては、市街地の骨格を形成する幹線道路として都市計画道路蓑輪清沢線、都市計画道路水島鴨島線を配置し、計画的な市街地形成を誘導する。 また、公共交通利用者の利便性を高めるため、石動駅南駅前広場とそのアクセス道路である都市計画道路駅南本線の整備を進めるとともに、パークアンドライド等に対応した駐車場の整備や南北自由通路等の検討など、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。	<u>都市計画道路国道８号バイパス線、都市計画道路高木鷹栖線、都市計画道路新石動本線は、主要な拠点や隣接都市等を結び、都市の骨格形成にとって重要な道路であることから、特に都市計画道路国道８号バイパス線の整備を促進する。</u> <u>道路が石動市街地を中心に放射状に伸びる本市の特徴を踏まえ、主要地方道や広幅員の都市計画道路等を幹線道路として位置付け、広域的な都市間連携の強化を図る。</u> 石動市街地の<u>あいの風とやま鉄道</u>北側においては、<u>鉄道</u>南側と一般国道８号を連絡する都市計画道路寄島西中野線を軸として都市計画道路桜町西福町線を配置することにより、良好な市街地の形成に努める。また、既成市街地においては、その東西を貫く都市計画道路社内上野本線等の整備により、安全で円滑な交通ネットワークの構築を図る。 津沢市街地においては、市街地の骨格を形成する幹線道路として都市計画道路蓑輪清沢線、都市計画道路水島鴨島線<u>など</u>を配置し、計画的な市街地形成を誘導する。 <u>また、小矢部川渡河部の交通混雑緩和・石動市街地南側のバイパス機能強化を図り、市街地の外郭及び都市の骨格、並びに災害対応の骨格を構成する構想路線として、都市計画道路寄島西中野線及び都市計画道路第２千歩島線について、長期的な事業熟度の高まりに応じた検討を進める。</u> また、<u>あいの風とやま鉄道線石動駅周辺の駐車場におけるパークアンドライドを推進し</u>、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。

③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>道 路</td><td>3・3・1 国道 8 号バイパス線 3・4・3 駅南本線（交通広場を含む） 3・4・8 社内上野本線 3・4・2 2 石動 1 号線 3・5・9 千歩島線 7・4・5 駅南中央線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・3・1 国道 8 号バイパス線 3・4・3 駅南本線（交通広場を含む） 3・4・8 社内上野本線 3・4・2 2 石動 1 号線 3・5・9 千歩島線 7・4・5 駅南中央線	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>道 路</td><td>3・3・1 国道 8 号バイパス線 3・4・3 駅南本線（交通広場を含む） 3・4・8 社内上野本線 3・4・2 2 石動 1 号線 <u>3・4・2 4 寄島西中野線</u> 3・5・9 千歩島線 <u>3・5・1 2 桜町西福町線</u> 7・4・5 駅南中央線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・3・1 国道 8 号バイパス線 3・4・3 駅南本線（交通広場を含む） 3・4・8 社内上野本線 3・4・2 2 石動 1 号線 <u>3・4・2 4 寄島西中野線</u> 3・5・9 千歩島線 <u>3・5・1 2 桜町西福町線</u> 7・4・5 駅南中央線
種 別	名 称								
道 路	3・3・1 国道 8 号バイパス線 3・4・3 駅南本線（交通広場を含む） 3・4・8 社内上野本線 3・4・2 2 石動 1 号線 3・5・9 千歩島線 7・4・5 駅南中央線								
種 別	名 称								
道 路	3・3・1 国道 8 号バイパス線 3・4・3 駅南本線（交通広場を含む） 3・4・8 社内上野本線 3・4・2 2 石動 1 号線 <u>3・4・2 4 寄島西中野線</u> 3・5・9 千歩島線 <u>3・5・1 2 桜町西福町線</u> 7・4・5 駅南中央線								
2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針	2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
a 下水道	a 下水道								
快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。	快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、<u>整備を促進し、早期の完了を目指していく。未整備区域における整備促進を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を図る。また、下水道施設の耐震化や液状化対策を計画的に進める。</u> 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。								
b 河川	b 河川								
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
a 下水道	a 下水道								
汚水については、市街地の未整備地区の早期完了及び市街地周辺の整備を主体に進める。 市街地の浸水対策については、泉町地区等の雨水管の整備により、円滑な雨水の排除を図る。	汚水については、市街地の未整備地区の早期完了及び市街地周辺の整備を主体に進める。 市街地の浸水対策については、泉町地区等の雨水管の整備により、円滑な雨水の排除を図る。								
b 河川	b 河川								
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、小矢部川等	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、小矢部川等								

においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。												
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標												
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>流域下水道</td><td>小矢部川公共下水道</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>小矢部公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	流域下水道	小矢部川公共下水道	公共下水道	小矢部公共下水道	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>流域下水道</td><td>小矢部川公共流域下水道</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>小矢部公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	流域下水道	小矢部川公共流域下水道	公共下水道	小矢部公共下水道
種 別	名 称												
流域下水道	小矢部川公共下水道												
公共下水道	小矢部公共下水道												
種 別	名 称												
流域下水道	小矢部川公共流域下水道												
公共下水道	小矢部公共下水道												
2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針												
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。												
3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針												
①主要な市街地開発事業の決定の方針	①主要な市街地開発事業の決定の方針												
本区域では、良好な市街地の形成を図るため、これまで土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施している。今後とも、未利用地が介在し、都市基盤の不十分な地域については、住宅需要、土地所有者の土地利用についての意向などを勘案しながら積極的に面的整備事業を推進し、機能的で住みよい都市環境の創出及び人口の定住促進を図る。 特に、石動駅周辺は、密集市街地の改善とともに中心市街地としての機能向上が求められている。また、未利用地が多く残り、新たな基盤整備が必要な石動駅南地区、津沢第 2 地区及び石動東部地区については、幹線道路の整備と併せて計画的に面的整備事業の推進を図る。	本区域では、良好な市街地の形成を図るため、これまで土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施している。今後とも、未利用地が介在し、都市基盤の不十分な地域については、住宅需要、土地所有者の土地利用についての意向などを勘案しながら積極的に面的整備事業を推進し、機能的で住みよい都市環境の創出及び人口の定住促進を図る。 特に、石動駅周辺は、密集市街地の改善とともに中心市街地としての機能向上が求められている。また、未利用地が多く残り、新たな基盤整備が必要な 石動駅南地区 、津沢第 2 地区及び 石動東部地区 については、幹線道路の整備と併せて計画的に面的整備事業の推進を図る。												
②市街地整備の目標	②市街地整備の目標												
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。 <table><tr><td>地区名</td><td>事 業</td></tr><tr><td>石動駅南</td><td>土地区画整理事業</td></tr><tr><td>津沢第 2</td><td>〃</td></tr></table>	地区名	事 業	石動駅南	土地区画整理事業	津沢第 2	〃	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。 <table><tr><td>地区名</td><td>事 業</td></tr><tr><td>石動駅南</td><td>土地区画整理事業</td></tr><tr><td>津沢第 2</td><td>土地区画整理事業</td></tr></table>	地区名	事 業	石動駅南	土地区画整理事業	津沢第 2	土地区画整理事業
地区名	事 業												
石動駅南	土地区画整理事業												
津沢第 2	〃												
地区名	事 業												
石動駅南	土地区画整理事業												
津沢第 2	土地区画整理事業												
4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針												
①基本方針	①基本方針												

本区域の自然環境の核をなす緑地である稲葉山・宮島峡県定公園と倶利伽羅県定公園については、山辺環境軸として位置づけ、整備・保全を図る。 石動・津沢の両市街地に身近な自然環境であり、市街地を結ぶ水と緑のネットワークにもなっている小矢部川については、川辺環境軸として位置づけ、親水空間としての整備・保全を図る。 また本区域の散居村は、歴史的資産として後世に伝えていくことが望まれているため、無秩序な宅地化の抑制、散居村の景観に配慮した建築の誘導などによって保全を図るものとする。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。	本区域の自然環境の核をなす緑地である稲葉山・宮島峡県定公園と倶利伽羅県定公園については、山辺環境軸として位置づけ、整備・保全を図る。 石動・津沢の両市街地に身近な自然環境であり、市街地を結ぶ水と緑のネットワークにもなっている小矢部川については、川辺環境軸として位置づけ、親水空間としての整備・保全を図る。 また本区域の散居村は、歴史的資産として後世に伝えていくことが望まれているため、無秩序な宅地化の抑制、散居村の景観に配慮した建築の誘導などによって保全を図るものとする。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。
②主要な緑地の配置の方針	②主要な緑地の配置の方針
a 環境保全系統の配置の方針	a 環境保全系統の配置の方針
区域西側の丘陵地と市街地を流れる小矢部川については、多くの動植物の生息・生育地となっていることから、優れた自然環境の保全を図る。	区域西側の丘陵地と市街地を流れる小矢部川については、多くの動植物の生息・生育地となっていることから、優れた自然環境の保全を図る。
b レクリエーション系統の配置の方針	b レクリエーション系統の配置の方針
本区域を代表する観光地である稲葉山・宮島峡県定公園及び倶利伽羅県定公園については、広域的なレクリエーション拠点としての整備・充実を図る。また、小矢部運動公園及び綾子河川公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備・充実を図る。	本区域を代表する観光地である稲葉山・宮島峡県定公園及び倶利伽羅県定公園については、広域的なレクリエーション拠点としての整備・充実を図る。また、小矢部運動公園及び綾子河川公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備・充実を図る。
c 防災系統の配置の方針	c 防災系統の配置の方針
市街地内及び周辺部の緑地については、火災・震災時において重要な役割を果たすことから、防災緑地として位置づけ、保全を図る。	市街地内及び周辺部の緑地については、火災・震災時において重要な役割を果たすことから、防災緑地として位置づけ、保全を図る。
d 景観構成系統の配置の方針	d 景観構成系統の配置の方針
本区域の伝統的な景観資源である散居村については、水田と屋敷林、更に散居村の背景となる丘陵地を含めて一体的な保全に努める。	本区域の伝統的な景観資源である散居村については、水田と散居村の背景となる丘陵地を含めて一体的な保全に努める。